

(公社) 沖縄県建築士会 建築設計競技運営委員会規則を改正する試案について

新改正する試案

公益社団法人 沖縄県建築士会 建築設計競技運営委員会規程

新改正理由

- ・定款の改正に伴い、改正すべきであったが未措置のため、今般改正を行う。
- ・その他所要の改正を図る。

メンバーズコメント等の募集

本会の規程の新改正試案について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

平成 30 年 1 月 11 日(木)～平成 30 年 1 月 31 日(水)

2. 意見の提出先等

- ① 本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ② 電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ① ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 書式は、自由とします。

公益社団法人 沖縄県建築士会 建築設計競技運営委員会規則 比較

建築設計競技運営委員会規程（改正試案）	建築設計競技運営委員会規則（従前）
第1条(目的) 第2条(名称等) 第3条(構成) 第4条(任期) 第5条(活動) 第6条(運営委員の義務禁止行為) 第7条(応募資格) 第8条(理事会への報告承認事項) 第9条(会計) 第10条(報酬) 第11条(審査員の選任及び講評会等) 第12条(その他) 第13条(改廃) 附則	第1条(目的) 第2条(名称等) 第3条(構成) 第4条(任期) 第5条(活動) 第6条(運営委員の義務禁止行為) 規定 第7条(応募資格) 第8条(理事会への報告承認事項) 第9条(会計) 第10条(報酬) 第11条(審査員の選任及び講評会等) 第12条(その他) 附則
(目的) 第1条 沖縄における建築文化の質的向上をはかるため建築設計発注形態のひとつである設計競技の普及を促進し、同時に公益社団法人沖縄県建築士会(以下「建築士会」という。)で実施する設計競技(アイディア・コンペは除く)の運営にあたることを目的とする	(目的) 第1条 沖縄における建築文化の質的向上をはかるため建築設計発注形態のひとつである設計競技の普及を促進し、同時に社団法人沖縄県建築士会(以下「建築士会」という。)で実施する設計競技(アイディア・コンペは除く)の運営にあたることを目的とする。
(名称等) 第2条 この委員会は、建築設計競技運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称する。 2 この運営委員会は建築士会事務局におく。	(名称等) 第2条 この委員会は、建築設計競技運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称する。 2 この運営委員会は建築士会事務局におく。
(構成) 第3条 この運営委員会の委員は建築士会理事及び会員並びに建築士会の実施する設計競技の一等当選者を含めて5名で構成する。 2 建築士会が行なう設計競技において、一等当選者はその次に実施する設計競技から一定期間本人の承諾を得て運営委員会の構成員として活動する。 3 この運営委員会に設計発注者(自治体企業等)の関係者を若干名随時加えることができる。 4 この運営委員会の委員長は委員の互選による。	(構成) 第3条 この運営委員会の委員は建築士会理事及び会員並びに建築士会の実施する設計競技の一等当選者を含めて5名で構成する。 2 建築士会が行なう設計競技において、一等当選者はその次に実施する設計競技から一定期間本人の承諾を得て運営委員会の構成員として活動する。 3 この運営委員会に設計発注者(自治体企業等)の関係者を若干名随時加えることができる。 4 この運営委員会の委員長は委員の互選による。
(任期) 第4条 委員の任期は一つの設計競技期間内に限る。但し再任を妨げない。	(任期) 第4条 委員の任期は一つの設計競技期間内に限る。但し再任を妨げない。
(活動) 第5条 この運営委員会は、応募要項の作成、設計発注者の要望のまとめ、審査員の人選、講評会展示会、その他必要に応じて作品集発行等の活動を行なう。	(活動) 第5条 この運営委員会は、応募要項の作成、設計発注者の要望のまとめ、審査員の人選、講評会展示会、その他必要に応じて作品集発行等の活動を行なう。

<p>(運営委員の義務禁止行為)</p> <p>第6条 委嘱された委員は積極的に活動しなければならない。</p> <p>2 この運営委員会の構成員である期間内は建築士会の実施する設計競技に応募することができない。</p> <p>3 この運営委員会で得た設計競技に関する事項を所属する事務所や関係者に提供したり、設計競技の公正さを傷つけるいかなる行為もしてはならない。</p>	<p>(運営委員の義務禁止行為)</p> <p>第6条 委嘱された委員は積極的に活動しなければならない。</p> <p>2 この運営委員会の構成員である期間内は建築士会の実施する設計競技に応募することができない。</p> <p>3 この運営委員会で得た設計競技に関する事項を所属する事務所や関係者に提供したり、設計競技の公正さを傷つけるいかなる行為もしてはならない。</p>
<p>(応募資格)</p> <p>第7条 応募資格は正会員又は準会員であることを原則とする。但し規模及び内容によっては資格を制限することができる。</p>	<p>(応募資格)</p> <p>第7条 応募資格は正会員又は準会員であることを原則とする。但し規模及び内容によっては資格を制限することができる。</p>
<p>(理事会への報告承認事項)</p> <p>第8条 この運営委員会で立案した設計競技要項のうち、審査員の人選、募集期間、賞金、運営費用等は速やかに理事会に報告し承認を得なければならない。</p>	<p>(理事会への報告承認事項)</p> <p>第8条 この運営委員会で立案した設計競技要項のうち、審査員の人選、募集期間、賞金、運営費用等は速やかに理事会に報告し承認を得なければならない。</p>
<p>(会計)</p> <p>第9条 この運営委員会の事業費として建築士会に設計競技特別会計をその都度設ける。</p> <p>2 設計競技特別会計は設計競技受託費(設計発注者と建築士会との間で交わした基本設計契約に記載された基本設計料等)を主たる収入源とする。</p> <p>3 原則として、設計競技毎に受託費に応じて審査費用、賞金、要項印刷費、委員報酬、展示会費用、作品集印刷費等、収支の均衡を保つこととし、設計競技の都度その予算を立案し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>4 会計及び会計監査は、建築士会の該当者が兼務する。</p> <p>5 此の特別会計の収支金は理事会の承認を要する。</p>	<p>(会計)</p> <p>第9条 この運営委員会の事業費として建築士会に設計競技特別会計をその都度設ける。</p> <p>2 設計競技特別会計は設計競技受託費(設計発注者と建築士会との間で交わした基本設計契約に記載された基本設計料等)を主たる収入源とする。</p> <p>3 原則として、設計競技毎に受託費に応じて審査費用、賞金、要項印刷費、委員報酬、展示会費用、作品集印刷費等、収支の均衡を保つこととし、設計競技の都度その予算を立案し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>4 会計及び会計監査は、建築士会の該当者が兼務する。</p> <p>5 此の特別会計の収支金は理事会の承認を要する。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第10条 この運営委員会の委員には、それぞれ消費した日数に応じた報酬を支払うこととする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第10条 この運営委員会の委員には、それぞれ消費した日数に応じた報酬を支払うこととする。</p>
<p>(審査員の選任及び講評会等)</p> <p>第11条 設計競技審査員の候補者は運営委員会が選り理事会で承認を受ける。但し発注者を代表する者若干名を審査員に加えることを妨げない。</p> <p>2 建築士会の主催する設計競技においては入選作品について審査委員長が講評する。</p>	<p>(審査員の選任及び講評会等)</p> <p>第11条 設計競技審査員の候補者は運営委員会が選り理事会で承認を受ける。但し発注者を代表する者若干名を審査員に加えることを妨げない。</p> <p>2 建築士会の主催する設計競技においては入選作品について審査委員長が講評する。</p>
<p>(その他)</p> <p>第12条 建築士会の設計競技は公益社団法人沖縄県建築士会並びに一般社団法人沖縄県建築士事務所協会が発行した「建築設計者の選び方(昭和54年4月)」の中の建築設計競技規準を順守しなければならない。但し、同上の規準中で二団体とあるのは建築士会と読みかえることとする。</p> <p>2 その他、この委員会の運営上必要な事項は、運営委員会において定め理事会に報告する。</p>	<p>(その他)</p> <p>第12条 建築士会の設計競技は社団法人沖縄県建築士会並びに社団法人沖縄県建築士事務所協会が発行した「建築設計者の選び方(昭和54年4月)」の中の建築設計競技規準を順守しなければならない。但し、同上の規準中で二団体とあるのは建築士会と読みかえることとする。</p> <p>2 その他、この委員会の運営上必要な事項は、運営委員会において定め理事会に報告する。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は昭和59年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は平成3年4月7日から施行する。</p>

<p>附 則 1. この規程は、昭和59年2月1日から施行する。 平成3年4月7日一部改正 <u>平成30年〇月〇日一部改正</u></p>	